

令和6年9月定例会一般質問

通告3

質問 自治基本条例における町内会条項の強化を

答弁 令和8年度の答申に向け自治推進会議で議論してまいります

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。このたびは3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。自治基本条例における町内会条項の強化を提起させていただきます。

主権者である町民の皆様による選挙を経て、この議場に帰ってまいりました。4年前の選挙は無投票、8年前の選挙はちょうどこの時期、降り続く雨で標津川が洪水寸前となり、旧体育館における開票場の開設が危ぶまれるかと思われる中で選挙が行われ、その時の投票率は辛うじて50%を超えておりました。

今般、議会改革の議論と成果を根拠にしっかりとした主権者の皆様の意思をお示しただけだと念じて選挙戦を戦い抜いてここに帰ってまいりましたが、副議長選挙の所信表明にも申し上げましたが、投票率47%台という街中において、出会う町民の皆様の2人に1人以上が投票に行けなかったということであり、私たちがこの議場においてなす議論と、その結果の採択が町民の皆様に認知されているとはいいがたいのではないだろうかという強い問題意識を持ったところでございます。

この現象を構成する様々な要素について考察いたしましたが、もちろん、私たちの議会活動における情報発信がまだまだ足りないとの改善などは、今後も追求してまいります。今般、ひょっとしたら町内会活動の参加者の減少と、投票率の減少には相関関係があるのではなかろうかという仮説に至りました。

町内会の活動は自主参加が前提で、戦前のように強制されるものではありません。一方で共助の実現に関して町内会は必須の存在であって、この組織の活動なくして近隣のごみ拾いも花壇の整備も存在しません。町内会は住民の直接参加によって機能する自治の最少基本単位であり、災害時の共助は町内会長を中心に実行されます。中標津町の自治基本条



例は成立時に町内会条項を具備してましたが、その位置づけは他の任意団体と同格のものでした。以来随分時が流れましたが、町内会参加者の減、減少の一途をたどり、今日に至っております。

私たちにも強い危機感があって、1年前の9月定例会における厚生常任委員会による代表質問は、当時の副議長が登壇して町長に問題提起をいたしております。参加を促す幟は町民ロビーに立ちました。胸熱くなる一瞬でした。しかし、いまだ参加率低下に歯止めがかかるには至っておりません。

さて、この問題を一般質問に挙げようと準備を始めて、ある政党の機関誌に投票行動と民主主義の行方という慶応大学名誉教授の投稿に触れる機会がございました。誰が棄権するのか、若者、低収入、高い疎外度、無関心の背景、先進国で共通、人間関係の希薄化が指摘され、近所づき合いが減り、PTAや自治会が衰退し、労働組合の組織率も減少している。いわゆるソーシャルキャピタルという目に見えないつながり、信頼関係などを指す概念で、社会関係資本と訳される、ソーシャルキャピタルのある社会は、相互の助け合いが生まれやすく、社会の効率性が高まると指摘されておられました。そうか。町内会のじり貧化は、最後民主主義の信頼感の低下につながるということかと、深く得心したところでございますが、町内会の活性化は単に地域社会の問題解決のレベルにとどまらず人間社会に必須の活動であり、町内会連合会の自主努力にお任せするのではなく、行政が問題解決の主体であるとの自覚のもと、汗を流すテーマなのだと主張するに至りました。

これから行われる努力の結果は4年後の選挙の投票率という厳格な数字に表れてまいります。まずは庁内を挙げて問題意識を共有し、自治基本条例の町内会条例の条項の強化など、コンセンサスを得やすいところの議論を開始されてはいかがでしょうか。1問目の質問でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の自治基本条例における町内会条項の強化について御答弁申し上げます。

町内会の加入率や組織活動の意義、行政との連携など各種課題については、町内会の3助、いわゆる自助、共助、公助の視点も含め、昨年9月定例会並びに12月定例会において代表質問があり、様々な議論や対策が行われておりますが、議員の御質問にありますとおり、町内会の加入率は低下し、活動している方も減少していると認識をしております。

中標津町自治基本条例は、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるという町民憲章を尊重し、自ら考え行動し決定することにより、町民が主体の自治の実現の最高規範として制

定した条例であります。本条例の運用に当たっては、私の附属機関であります、町民からの公募委員や全町内会連合会、計根別町内連合会など、各団体からの推薦委員で構成された中標津町自治推進会議において、条例の適正な運用と実効性を高められるよう見直しを含めた議論をしております。

自治基本条例第4章、町内会及び町民活動団体については、前回、令和3年度の条例見直しに係る答申において、町内会と町民活動団体について、それぞれ定義付けし役割を明確化すべきか、将来的にどういう方向に進むべきか継続審議するよう、現在の自治推進会議に引き継がれておりますことから、次回、令和8年度の答申に向けて、全町内会連合会と計根別町内連合会から推薦の委員とともに、自治推進会議の中で議論してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供を

答弁 できるだけ早期実施に向け前向きに検討してまいります

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供されることを提案いたします。

先ほどの質問で、役場ロビーに幟が掲げられて胸熱くなることを申しましたが、日々、町内会の活性化に頭を悩ましている役員の皆さんにとっても、同様の感覚を持たれることと存じます。

従来から役場のこの件に関する主体的な取組を期待してきた役員さんたちの気持ちを奮い立たせるためにも、次年度、役場が自ら予算化して、全ての町内会にこの幟を進呈してはいかがでしょうか。

共助の実現していく体制整備は行政にとっても喫緊の課題であり、町内会の参加率向上と活動の活性化が切実に求められております。

町内会における様々な行事の際に、町内会として参加する町の行事の際に、あの幟がはためく様を想像すると、何とか汗をかくて知恵を出して、町内会を活性化させようという気分が込み上げてくるように思いますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

松村議員御質問の町内会参加勧誘の幟を全ての町内会に提供をについて御答弁申し上げます。

町内会組織は任意団体であることから、自主参加を前提としているものの、自助、共助の観点や、防災、見守り、安全安心なまちづくりなど、多様な組織活動が期待されているところでありまして、行政運営においても重要な役割を担っていただいているものと考えております。

昨年9月定例会において、当時の厚生常任委員会から、町内会加入率向上に向けた町の取組について代表質問がありまして、各課題について検討を進めてまいりました。町内会加入率の向上に向け全町内会連合会と連携を図り、役場庁舎内や各公共施設に、町内会加入を呼びかける幟を設置したところでございます。

また、本年度の全町内会連合会定期総会において出席された町内会長より、すばらしい幟であるので配付してはどうかといった御意見もあったと伺っております。

このような状況も踏まえ、町内会未加入者へ加入促進を図り加入率向上へ寄与すべく、幟の作成と配付につきまして、できるだけ早い時期に実施できるよう、前向きに検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 ふるさと納税のリピート率向上と移住政策の連携を

答弁 移住定住にもつながる関係人口の創出を目指します

まつむら やすひろ
15番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。3点目の質問でございます。

ふるさと納税のリピート率の向上と移住政策の連携を提起させていただきます。

この議場において、佐藤武志前議員が小林前町長に対して、ふるさと納税制度の運用について、返礼品を用意して拡大を目指すべきと提案し、前町長から制度の趣旨と返礼品による対応はなじまないと答弁されてから随分と月日が流れました。

今日ではその事業を専門とする係も設けられ注力はされているのですが、近隣の町のような成果には至っておりません。確かに寄附金が増えることはこの自主財源不足の状況下にあって大変ありがたいことなのですが、一方で私は過去に返礼品を用意しなくても少ないながら寄附を寄せていただいた方がいらっしゃったことを思い起こします。

一方で、この間、我が地域に移住されてこられた方々も少なからずいらっしゃいます。これらのことを私たちはどのように捉えるべきなのでしょう。

通り一遍の返礼品のチョイスではなく、新たなふるさとに対する寄附をするような気持ちで参加される方々もいらっしゃるのです。このような人々こそ大切にすべきと考えるものですが、我が町に対してふるさと納税をされている方々のリピート率というのは、どのように推移しているのでしょうか。これが年々向上していくことは、担当係からいただいたお礼とともに、それがどのように用いられ、どのようなふるさとづくりに反映されたかをお伝えするものであり、それに共感いただけた結果だろうと思います。

私は東京に出張して羽田に着くたびに、早くし仕事を終わらせて中標津に早く帰ろうと思うのですが、我がふるさととは日本の中でも、ある意味非常に非日本的な独特の風土と景観を備えていると考えます。

それらをよく自覚して、共に共感いただけるような方々に、移住のガイドの入門編というようなふるさと納税の運用になるような研究が必要と考えますが、いかがなものでございましょうか。

【答弁：町長】

松村議員御質問のふるさと納税のリピート率向上と移住政策の連携について御答弁申し上げます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとや自治体の取組を寄附で応援できる制度であります。本町としましても中標津を知ってもらい、本町のまちづくりに共感していただく寄附者の増加を目指し、魅力的な返礼品の提供をはじめ、町外に転出した方へのふるさと納税リーフレット配付や寄附者への感謝を込めたメッセージカード同封など、リピーター確保に向けた取組を展開しております。

そのような中、議員御質問の本町にふるさと納税をされている方のリピート率は、返礼品の贈呈を開始した翌年度である平成29年度は13%、287人でありましたが、令和5年度は申込み数5809件に対し、1362人、23%の方が過去に寄附したことになる、いわゆるリピーターであり、この率は年々増加しております。

今後におきましても、返礼品を含めた本町の魅力や寄附金を活用した取組を積極的にアピールし、リピート率の向上を図ってまいります。

また、ふるさと納税を通じた関係人口拡大の効果の一つとして、議員の御質問にもありますとおり、移住を考えている寄附者が本町を移住先として選択するきっかけの一つになることは認識しております。

本町としまして、中標津町を応援していただけるファンの獲得に向けた取組に引き続き注力するとともに、豊かな自然と景観資源に恵まれた中標津町の住みやすさを伝える手法を検討の上、移住定住にもつながる関係人口の創出を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。